

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2014

7

July



No.527

SCHEDULE

主要行事予定

平成26年7月～平成26年9月

7月

3日(木) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

4日(金) **一般不可**
●事務局職員研修会
【場 所】 オービィ横浜他
【時 間】 9:45～

14日(月) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

23日(水) **一般不可**
●女性部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 17:00～

24日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

24日(木) **一般不可**
●大型保障制度推進連絡協議会
【場 所】 ベストウェスタン横浜
【時 間】 18:00～

25日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

26日(土) **一般可**
●県法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」
公益事業推進委員会
【場 所】 丹沢山ヤビツ峠「法人会の森」
【時 間】 9:15～

8月

4日(月) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

20日(水) **一般可**
●ファミリー研修会
【場 所】 東京ディズニーランド
【集合場所】 金光教前
【時 間】 7:30～

22日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

9月

1日(月) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

8日(月) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

12日(金) **一般可**
●平成26年度
第32回源泉所得税研修会第三講
源泉部会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～17:00
【テーマ】 「退職金に対する源泉徴収」

17日(水) **一般不可**
●県法連女性部会連絡協議会
【場 所】 新横浜国際ホテル南館
【時 間】 14:30～18:30

25日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

26日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

Profile

法人名 (有)鶴見膳房
役 職 名 専務取締役
氏 名 後藤 直博 氏
続 柄 長男 楓雅君(10歳)
次男 健琉君(5歳)
支 部 生麦支部
撮影場所 横浜スカイウォーク



INDEX

第3回通常総会	1
平成26年度事業計画	2
感謝状並びに記念品贈呈者名簿	2
平成25年度収支計算書統括表	3
平成26年度収支予算書統括表	3
平成27年度税制改正要望書	4～5
事業レポート	6
署からのお知らせ	7
鶴見ガイドあれこれ	8
労働保険のお知らせ／新入会員紹介	9
税務無料相談	9

募集中!

※会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

第3回通常総会

6月9日(月)



ホテルキャメロットジャパンにて、第3回通常総会を開催した。浅賀副会長の開催の言葉に続き、長谷川会長より、「公益社団法人へ移行しまして3年目を迎えます。私ども役員をはじめ会員の皆様も、最初はかなり戸惑いを感じておられたと思いますが、皆様のご協力によりまして、なんとか軌道に乗ってまいりました。公益性のある事業とはどんなものなのか、手探りで始めましたが、県の考えと我々の考えていることのギャップも有りました。その中、後ほどご報告させていただきますが、事業費の50%以上を公益にという指示の中、我が法人会は53%を公益に使わせていただきました。皆様の会費で運営しております法人会ですので、その他は会員向けにさせていただきます。

公益社団法人に移行しましてから、私は、今までと

違う分野の方々とお会いする機会が増えてまいりましたが、そこで名刺を出しますと法人会というのは、どんな会なんですかという、問いが出てくるようになってまいりました。これは、いかに法人会が知られていないかということになります。我々は法人会にどっぷりつかっておりますので、当たり前でありますが、意外と法人会は世間に知られていないのが現状です。

これからは、地域に広く認知されるよう頑張っていきたいと思っておりますので、会員の皆様も、意識して法人会のPRにご協力いただければと思います。

この一年間、役員一同頑張りますので、会員の皆様のご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。」と挨拶された。

第一部総会では、会長が議長を務め、上程した平成25年度収支決算報告、監査報告の審議について滞りなく可決承認され、続いて平成25年度事業報告、平成26年度事業計画、平成26年度収支予算についての報告事項がおこなわれた。

ご来賓の菊池鶴見税務署長、高畑県税事務所長よりご祝辞をいただいた。第二部懇親会では、ご来賓を代表して征矢鶴見区長、落合東京地方税理士会鶴見支部副支部長、竹田大同生命保険(株)新横浜支社長よりご祝辞をいただき、板倉鶴見税務署副署長の乾杯のご発声により懇親会を開催した。

江国法人 鶴見法人会



長谷川勝一会長



鶴見税務署長 菊池 修様



神奈川県税事務所長 高畑正志様



鶴見区長 征矢雅和様



東京地方税理士会鶴見支部副支部長 落合俊彦様



大同生命保険(株)新横浜支社支社長 竹田成人様



鶴見税務署副署長 板倉弘至様

平成26年度事業計画

平成26年 4月 1日
平成27年 3月31日

基本方針

1 公益と社会貢献

健全な納税者団体として事業の公益性と社会貢献度を高めることで、公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

2 組織の拡充強化

本部と支部の連携及び支部の活性化により組織の強化を図ることで、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進する。

3 租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し、租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究を行うと共に、会員外からの意見も結集し、税制改正要望事項の達成を期する。

4 税務行政への協力

税務当局との相互信頼により税務行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与すると共に、納税道義の向上に努める。

5 企業経営の健全化

地域企業の健全化の向上を図るため、経営・経理等に関する知識の普及拡大に努め、地域社会の発展に貢献する。

重点事項

1 組織基盤の強化

(1) 役員・支部幹事一同が会員増強運動に取組み、会員加入率50%達成を目標として、推進する。

(2) 魅力ある法人会を構築し、会員相互の連携を密にして、会全体が協力して退会防止に努める。

2 支部活動の活性化

各支部は、支部幹事会を年2回以上、会員研修会を年1回以上開催するよう努める。

3 事業活動の充実

地域社会への貢献を目的とし、地域の福祉、健康増進等これまで以上に地域に密着し、より多くの会員及び会員外の参加が見込まれる研修会、講演会等を企画、実施する。

4 広報活動の充実

広報誌「ホットライン」について、紙面の充実を図り、地域に密着した情報を発信し、会員及び会員外に提供する。

5 e-Taxの利用推進

国の電子政府構築計画の一環として国税当局が推進する国税電子申告・納税システム(e-Tax)について、電子政府の推進に協力し実行するため「e-Tax」を役員企業については自ら積極的に利用し、会員企業については利用目標を利用率70%と定め積極的に推進する。

6 福利厚生制度の推進

法人会経営者大型保障制度推進のキャンペーンを行う。

7 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動及び会員増強の必要性から、鶴見区納税貯蓄組合連合会、鶴見青色申告会、東京地方税理士会鶴見支部、横浜小売酒販組合鶴見支部、鶴見間税会の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

8 その他

(1) 地域社会貢献活動の推進

1 女性部会 「チャリティーバザー」を行い、その収益金を鶴見区社会福祉協議会等に寄贈する。

2 青年部会 地域の子供たちに名所・旧跡をたずねて「鶴見」という町を知ってもらう趣旨と税金クイズ等を通して、税の啓発活動の場として「トレジャーハンティングinつるみ」を開催する。

3 寄附 鶴見区内の障害者施設並びに地域ケアプラザの運営に協力するための寄附をおこなう。

(2) 「税を考える週間」

協賛事業として、JR鶴見駅東・西口での「街頭広報」および「ほうじん劇場」を開催する。

公益社団法人鶴見法人会 会長感謝状・記念品贈呈者

会員増強に伴う個人表彰

大同生命保険株式会社	福本 緑朗 様
大同生命保険株式会社	田中 真由美 様
大同生命保険株式会社	高橋 直美 様
AIU損害保険株式会社	豊 純光 様
AIU損害保険株式会社	盛下 俊祐 様
AIU損害保険株式会社	杉山 達夫 様
AIU損害保険株式会社	鈴木 敏男 様

収支予算書 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,000	1,500	500
基本財産受取利息	2,000	1,500	500
特定資産運用益	14,000	12,000	2,000
特定資産受取利息	14,000	12,000	2,000
受取会費	24,380,000	25,384,000	△ 1,004,000
正会員受取会費	24,000,000	25,000,000	△ 1,000,000
賛助会員受取会費	380,000	384,000	△ 4,000
事業収益	9,885,500	7,368,000	2,517,500
研修事業収益	2,676,000	2,554,000	122,000
支部事業収益	2,117,500	2,439,000	△ 321,500
青年・女性部会事業収益	382,000	125,000	257,000
社会貢献事業収益	4,150,000	1,500,000	2,650,000
広報事業収益		80,000	△ 80,000
事務手数料収益	560,000	670,000	△ 110,000
受取補助金等	14,495,400	14,238,500	256,900
受取県連補助金	850,000	1,000,000	△ 150,000
受取全法連助成金振替額	13,645,400	13,238,500	406,900
受取負担金	4,430,900	4,543,500	△ 112,600
受取負担金	1,008,500	791,000	217,500
青年・女性部会受取負担金	2,687,400	2,735,500	△ 48,100
支部受取負担金	735,000	1,017,000	△ 282,000
受取寄附金	1,000,000	0	1,000,000
受取寄附金	1,000,000	0	1,000,000
雑収益	301,000	2,300,500	△ 1,999,500
受取利息	1,000	500	500
雑収益	300,000	2,300,000	△ 2,000,000
経常収益計	54,508,800	53,848,000	660,800
(2) 経常費用			
事業費	45,590,708	47,564,818	△ 1,974,110
給料手当	11,750,000	11,750,000	0
退職給付費用	539,372	520,572	18,800
福利厚生費	1,833,000	2,068,000	△ 235,000
会議費	4,089,800	3,922,800	167,000
旅費交通費	3,008,700	3,340,300	△ 331,600
通信運搬費	1,714,300	2,171,400	△ 457,100
減価償却費	245,338	245,343	△ 5
消耗品費	1,324,050	2,455,200	△ 1,131,150
印刷製本費	3,240,832	3,747,403	△ 506,571
光熱水料費	253,800	404,200	△ 150,400
賃借料	4,060,800	4,230,000	△ 169,200
保険料	54,900	61,500	△ 6,600
租税公課	188,000	286,200	△ 98,200
謝礼金	6,483,666	4,577,000	1,906,666
支払負担金	1,188,400	1,329,000	△ 140,600
支払寄付金	1,096,000	996,000	100,000
支払前借金	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000
会場費	2,415,350	1,318,200	1,097,150
リース料	599,000	373,400	225,600
支払手数料	325,240	1,316,000	△ 990,760
新聞図書費	67,360	238,300	△ 170,940
雑費	112,800	214,000	△ 101,200
管理費	8,722,888	9,214,935	△ 492,047
給料手当	750,000	750,000	0
退職給付費用	34,428	33,228	1,200
福利厚生費	117,000	132,000	△ 15,000
会議費	4,719,000	5,462,500	△ 743,500
旅費交通費	6,000	6,000	0
通信運搬費	196,200	165,000	31,200
減価償却費	15,660	15,660	0
消耗品費	415,000	582,000	△ 167,000
印刷製本費	458,000	638,647	△ 180,647
表彰費	110,000	130,000	△ 20,000
光熱水料費	16,200	25,800	△ 9,600
賃借料	259,200	270,000	△ 10,800
保険料	165,000	150,000	15,000
租税公課	12,000	13,800	△ 1,800
諸会費	200,000	300,000	△ 100,000
支払負担金	148,600	30,000	118,600
渉外慶弔費	450,000	300,000	150,000
リース料	36,000	21,600	14,400
支払手数料	524,760	84,000	440,760
新聞図書費	2,640	2,700	△ 60
雑費	87,200	102,000	△ 14,800
経常費用計	54,313,596	56,779,753	△ 2,466,157
評価損益等調整前当期増減額	195,204	2,931,753	3,126,957
評価損益等計			
当期経常増減額	195,204	2,931,753	3,126,957
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	195,204	2,931,753	3,126,957
法人税、住民税及び事業税	80,000	0	80,000
当期一般正味財産増減額	115,204	2,931,753	3,046,957
一般正味財産期首残高	65,795,961	67,767,676	△ 1,971,715
一般正味財産期末残高	65,901,165	64,835,923	1,065,242
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,645,400	13,238,500	406,900
受取全法連助成金	13,645,400	13,238,500	406,900
一般正味財産への振替額	13,645,400	13,238,500	406,900
一般正味財産への振替額	13,645,400	13,238,500	406,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	65,901,165	64,835,923	1,065,242

正味財産増減計算書 平成25年4月1日～平成26年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,625	2,741	△ 1,116
基本財産受取利息	1,625	2,741	△ 1,116
特定資産運用益	16,806	16,569	237
特定資産受取利息	16,806	16,569	237
受取会費	25,557,900	26,097,100	△ 539,200
正会員受取会費	25,162,900	25,783,100	△ 620,200
賛助会員受取会費	395,000	314,000	81,000
事業収益	8,992,966	5,586,699	3,406,267
研修事業収益	1,610,500	2,214,000	△ 603,500
支部事業収益	1,671,530	1,834,250	△ 162,720
青年・女性部会事業収益	1,343,711	799,680	544,031
社会貢献事業収益	3,760,000	0	3,760,000
広報事業収益	0	80,000	△ 80,000
事務手数料収益	607,225	658,769	△ 51,544
受取補助金等	14,002,927	14,412,480	△ 409,553
受取県連補助金	764,427	1,454,180	△ 689,753
受取全法連助成金振替額	13,238,500	12,958,300	280,200
受取負担金	5,056,325	3,473,400	1,582,925
受取負担金	1,715,205	739,000	976,205
青年・女性部会受取負担金	2,841,620	2,390,400	451,220
支部受取負担金	499,500	344,000	155,500
受取寄附金	1,770,000	0	1,770,000
受取寄附金	1,770,000	0	1,770,000
雑収益	446,915	748,311	△ 301,396
受取利息	1,815	1,850	△ 35
雑収益	445,100	746,461	△ 301,361
経常収益計	55,845,464	50,337,300	5,508,164
(2) 経常費用			
事業費	49,146,906	44,089,231	5,057,675
給料手当	11,630,884	11,630,884	0
退職給付費用	520,572	0	520,572
福利厚生費	1,860,442	1,980,469	△ 120,027
会議費	5,958,050	5,110,136	847,914
旅費交通費	3,440,870	3,751,988	△ 311,118
通信運搬費	2,087,902	2,178,658	△ 90,756
減価償却費	245,339	245,343	△ 4
消耗品費	1,724,632	2,030,448	△ 305,816
印刷製本費	4,441,472	4,355,464	86,008
光熱水料費	500,382	414,961	85,421
賃借料	3,954,627	4,273,908	△ 319,281
保険料	76,621	71,461	5,160
諸謝金	6,173,277	2,953,672	3,219,605
租税公課	163,748	300,612	△ 136,864
支払負担金	1,184,410	894,000	290,410
支払寄付金	624,529	1,130,580	△ 506,051
支払前借金	1,445,920	0	1,445,920
会場費	1,833,480	1,600,200	233,280
渉外慶弔費	0	101,060	△ 101,060
リース料	566,144	414,471	151,673
支払手数料	371,222	251,465	119,757
新聞図書費	153,087	180,048	△ 26,961
雑費	189,296	209,403	△ 20,107
管理費	8,325,346	8,838,313	△ 512,967
給料手当	742,396	742,396	0
退職給付費用	33,228	0	33,228
福利厚生費	118,751	126,412	△ 7,661
会議費	3,395,210	3,421,200	△ 25,990
旅費交通費	7,995	13,290	△ 5,295
通信運搬費	203,996	181,286	22,710
減価償却費	15,659	15,660	△ 1
消耗什器備品費	34,230	75,600	△ 41,370
消耗品費	599,713	837,272	△ 237,559
印刷製本費	624,753	665,732	△ 40,979
光熱水料費	31,939	26,486	5,453
賃借料	252,423	272,802	△ 20,379
保険料	158,189	144,189	14,000
租税公課	10,452	19,188	△ 8,736
諸会費	298,000	303,000	△ 5,000
支払負担金	181,166	355,032	△ 173,866
会場費	210,000	0	210,000
渉外慶弔費	736,920	396,500	340,420
表彰費	100,000	0	100,000
リース料	36,136	24,859	11,277
支払手数料	521,787	1,161,630	△ 639,843
新聞図書費	2,592	2,592	0
雑費	9,811	53,177	△ 43,366
経常費用計	57,472,252	52,927,544	4,544,708
評価損益等調整前当期増減額	△ 1,626,788	△ 2,590,244	△ 963,456
評価損益等計			
当期経常増減額	△ 1,626,788	△ 2,590,244	△ 963,456
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給与引当金取崩	0	2,121,000	△ 2,121,000
退職給与引当金取崩	0	2,121,000	△ 2,121,000
経常外収益計	0	2,121,000	△ 2,121,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
他会計振替額	0	2,121,000	△ 2,121,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,626,788	△ 469,244	△ 1,157,544
法人税、住民税及び事業税	83,400	0	83,400
当期一般正味財産増減額	△ 1,710,188	△ 469,244	△ 1,240,944
一般正味財産期首残高	67,767,676	68,236,920	△ 469,244
一般正味財産期末残高	66,057,488	67,767,676	△ 1,710,188
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,238,500	12,958,300	280,200
受取全法連助成金	13,238,500	12,958,300	280,200
一般正味財産への振替額	13,238,500	12,958,300	280,200
一般正味財産への振替額	13,238,500	12,958,300	280,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	66,057,488	67,767,676	△ 1,710,188

平成 27 年度税制改正要望事項

一、歳入・歳出 税制・財政

I. 財政健全化（構造問題）

1. 短期的課題 健全化への道筋 日銀が国債を買い入れること

消費税増税だけで財政を健全化するのは無理がある。「日銀の国債買い入れ」は円安からインフレになる。国の持つ米国債など外貨資産の価値が上昇し、国有地の価格もインフレにより値上がりする。中小企業にとっては「消費税増税」より「円安・インフレ」での負担が有利だろう。

2. 中・長期的課題 収支の赤字半減・黒字化、国債残高の引き下げ等の重要課題と個別的課題

(1) 国際戦略特区（移民特区）

安倍内閣が提唱する「国家戦略特区」は国際的なビジネス環境をつくり、地域限定で規制緩和を進めるものである。特区では途上国の賃金水準で雇用を確保する。農業や工業では移民を望む企業が多いが、商業にとっても移民が受けられるようにしたい。移民と融和できる地域貢献をする商店街を消費税免税にするのであれば、移民による活性化になり中小・小売店の店主達の利益となる。

(2) アングラマネーへの課税

アングラマネーに課税することで税収を増やす。国際的租税協定等で租税回避を防ぐことで歳入が増える。

(3) 少子高齢化対策、移民税制の確立

財政改革のためには経済社会を保つのが前提になる。このため移民の受け入れが必要になる。移民の母国の自治体と受け入れ自治体が提携し税をわけあう税制を確立することで移民の国際的争奪戦を勝ち抜ける。

II. 社会保障費の財源確保

1. 短期的課題 公的年金のあり方（税方式、保険料方式）安定的財源の確保

公的年金は税方式が望ましい。積み立てた年金受給額は居住・市町村ごとの累積であるべきである。住民が居住・市町村の選択に高い関心を持つことで、各市町村間の競争が期待できる。

2. 中・長期的課題 持続的な社会保障制度の確立

税源と事業を自治体に委譲すれば、努力する住民が優れた税制を得ることができる。移民を受け入れた地域は税金を安く、受け入れない地域の税金は高くなるために市町村に委譲するということになる。

III. 行財政改革の徹底

1. 短期的課題 無駄の削減 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会の設置

公共事業費の削減についての専門企業からの提言を公平に公開討論すべきだと考える。

2. 中・長期的課題 無駄の削減

(1) 公的支援の削減 天下り禁止の徹底

退職官僚に対する褒美として高い給与を民間に負担させるのが天下りである。利益誘導の結果として国民が税金で負担することになる。天下り禁止を徹底するのは当然と考える。

(2) 公務員の削減

国家予算の半分が公務員の人件費である。IT技術等により民間企業なみのリストラを求めたい。

(3) 内国歳入庁

税と保険料を徴収する「歳入庁」は徴収一元化により効率化する。

(4) 特別会計と監査の改革

特別会計では事業収支が不明確になり、事業収入や歳出削減が疎かになっている。会計検査院は独立した地位が与えられているが、会計検査院は議会に所属させ、議会からの要請を中心業務にすべきである。

二、経済

I. 短期的課題 当面の景気対策、中小企業の活性化

1. 円安・輸出による景気振興。実力以上の円高が中小企業を苦しめた。1ドル120円が妥当と考える。

(1) 企業の国際競争力の強化。自衛兵器の輸出であれば法的問題も少ないだろう。

- (2) 産業空洞化、海外企業の誘致、共同租税地域（輸出加工区、中立地帯、租借地等）の創設
特定の地域に関税や税の減免、規制緩和、利潤本国送金の自由など優遇し経済活性化を図る。

II. 中・長期的課題 持続可能な経済成長

（農業自由村）これからの農業は成長産業である。これまでの農業政策が農民の自助努力を損ない日本の農業を衰退させた。地域共同体に農業にかかわる事業と税を請け負わせる自由村が農業を経済成長させる。

三. 国と地方

1. 地方分権税制の確立（小自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲）
税制改正の中心は市町村への事業と税源の委譲である。行政は基礎的な小自治体が分担し、単独小自治体では出来ないものは多様な自治体連合で行うのが理想である。
2. 道州制の導入
よりよい税制を構築するためには道州制が好ましい。国民は移住によって税制を選択できる。

四. 国税・地方税

I. 法人税

1. 租税特別措置を廃止し、法人税率を下げることを望む。
2. 法人税における欠損金の繰り戻し期間の再考。欠損金の繰り戻しもまた7年とすることを望む。
3. 退職給与引当金制度の復活。退職給与引当金を要支給額まで確定債務とし復活させることを望む。
4. 中・長期的課題 法人実効税率20%以下を望む。

II. 個人所得税

1. 少子化対策よりも移民を促進する。
2. 基礎年金番号を税・社会保障共通の番号に転用することを前提に給付付き税額控除に賛成する。
3. 個人事業主にみなし法人課税を復活させることで税負担を公平にすることを提案したい。
4. フラット・タックスは消費ベースに課税し税率が単一である。手続きを簡素化できる。

III. 資産課税

1. 事業承継税制の確立と相続税の改正。非国際的な相続税は廃止すべきである。
2. 基礎控除を現行の5千万円で据え置くこと。
3. 自社株式の課税価格の80%を猶予する事業承継税制の適用継承者を全員に拡大すること。
4. オーナー等の自社株式に売却時まで課税繰り延べの特例を設けること。
5. 相続税における物納評価選択の見直し。
6. 金融所得一体課税。金融番号制度を創設して金融経済を活性化させ金融立国になる再起を図りたい。

IV. 消費税

1. 複数税率は税務を煩雑にするだけでなく脱税・節税を増加させ好ましくない。
2. 逆進性対立では低所得者へ配慮する必要がある。諸案の中では給付付き税額控除制度が望ましい。

V. その他

1. 租税教育で重要なのは租税の歴史である。租税請負いの仕組みを子供たちに教える。
2. 富裕な家庭の子が有利になる格差を是正し、活力のある社会の再構築には根本から見直す必要がある。
3. キャリア制度を見直し、税理士等資格取得への道を広げる。

事業レポート

第9回法人会 全国女性フォーラム香川大会 4月10日(木) 女性部会

公益財団法人全国法人会総連合女性部会連絡協議会主催の香川大会が盛大に開催された。鶴見法人会女性部会からは榎本部長、他3名が参加した。

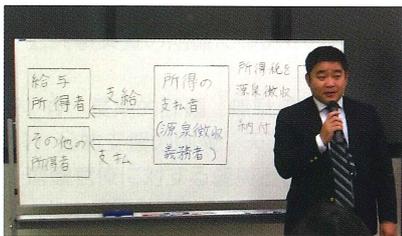
第一部では、地元香川発祥の少林寺拳法総裁 宗由貴様による「しなやかな人間力」をテーマにした講演がおこなわれました。

第二部では、懇親会がおこなわれ、他の法人会の方々と交流が楽しくおこなわれた。



第32回源泉所得税研修会(開講式) 5月9日(金) 源泉部会

5月から11月まで全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月9日(金)は受講者31名が出席し、鶴見税務署法人課税第一部門統括国税調査官佐藤宣至様をお迎えし、古賀源泉部会長が出席して開講式をおこなった。第2回目以降、テーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。



平成25年度活動報告会並びに講演会 5月15日(木) 女性部会

女性部会の平成25年度活動報告会を、ベストウエスタン横浜において開催、28名が出席した。第一部では榎本部長の挨拶に続き、25年度の活動を報告。ご来賓として鶴見税務署菊池署長並びに本会長谷川会長より祝辞を頂戴した。第二部は講演会として、Office SHIMADU代表 島津悟様より「女性の立場から考える相続」のテーマでご講演いただいた。引き続き第三部では懇親会を開催。大同生命保険(株)新横浜支社竹田支社長のご挨拶の後、女性部会担当

である森田副会長のご発声により乾杯。部会員間の親睦を深める時間となった。



青年部会事業報告会 5月22日(木) 青年部会

ホテルリブマックス横浜鶴見2F「メーブル」会議室において、平成25年度事業報告会を開催した。当日は、部会員39名、来賓1名、事務局1名の総勢41名の出席者により執り行われた。森松副部会長の開会の辞により始まり、伊藤部長より部長挨拶があった。続いて来賓挨拶として、本会の青年部会担当の伊藤副会長よりご祝辞を頂戴した。その後は、平成25年度事業報告・収支報告及び委員会活動報告を松本会計より報告、続いて平成26年度事業計画を堀井書記より報告を行った。共に部会員からは質問などはなく無事に報告が終了した。そして伊藤部長より平成26年度の組織及び役員の紹介を行った。その後は、卒業者への記念品の授与があり、卒業者の高木様よりお礼の言葉を頂いた。最後に小林博章副部会長の閉会の辞にて事業報告会は閉会した。第2部の懇親会は、小林真一会計の司会により開会。小林政仁相談役による乾杯に続き、新入部会員による自己紹介、各委員会によるPRを行った。部会員同士で名刺交換や情報交換が行われ有意義な時間を過ごした。最後に町副部会長による中締めにより和やかなうちに懇親会は閉会した。



釣り大会 5月24日(土) 厚生事業等推進委員会

快晴に恵まれ釣り好きメンバー11名で法人会会員の釣り宿・隠居屋さんよりキス釣り大会を開催致しました。東京湾・富岡沖でのんびりと終日キス釣りを楽しみ、キスも大きなサイズで釣りごたえがあった。優勝……長島裕二(株)ナガシマホーム 準優勝……広瀬 淳(株)遠藤製作所

第3位……中村 仁(株)ナガシマホーム



鶴見西支部バス研修会 6月1日(日) 鶴見西支部

鶴見西支部では、「スバリゾートハワイアンズ」へのバス研修会を開催した。当日は28名が参加し、迫力のフラガールショーを堪能して、常夏の楽園を体感した。



第32回源泉所得税研修会(第二講) 6月6日(金) 源泉部会

日本年金機構鶴見年金事務所担当官を講師にお迎えして、受講者28名が参加する中、「社会保険徴収事務」について健康保険、厚生年金保険料の算出等の研修会を法人会会議室にて開催した。



生活習慣病検診 6月9日(月)・10日(火)・26日(木) 厚生事業等推進委員会

1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を3日間にわたり青色申告会館にて実施した。

次回は11月又は12月に予定しておりますが、ご自身並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。



復興特別法人税の改正の概要より 復興特別法人税の1年前倒し廃止について

平成26年改正法により、復興特別法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といいます。)は、「平成24年4月1日から平成26年3月31日(改正前:平成27年3月31日)までの期間(指定期間)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年(改正前:3年)を経過する日までの期間内の日の属する事業年度」とされました(復興財源確保法40十、45、復興特別法人税令3)。

これにより、復興特別法人税の課税期間が1年短縮されました。

したがって、平成26年4月1日以後に開始する事業年度については、原則として、課税事業年度にはなりません。

- (注)1 平成26年4月1日以後に開始する事業年度であっても、事業年度変更などにより、その事業年度に、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日が含まれることとなる場合には、課税事業年度となります。
- 2 事業年度変更などにより法人の各課税事業年度の月数の合計が24月を超えることとなる場合には、その超えることとなる課税事業年度の課税標準法人税額について、一定の調整計算を行うこととなります(復興財源確保法47②)。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に「復興特別法人税の改正の概要」を掲載しておりますので、参照してください。

(掲載場所)

「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税の改正の概要」

《参考》 平成26年度の税制改正のあらまし等の掲載場所

「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」から、調べたい税目をクリックしていただくことで、平成26年度の改正の内容を確認することができます。



軽装(クールビズ)実施中

期間:平成26年5月1日~平成26年10月31日



鶴見税務署では、上記期間中、
夏季軽装(ノーネクタイ、ノー上着)で
執務を行っております。
皆様のご理解をお願いいたします。



旧江ヶ崎跨線橋



旧江ヶ崎跨線橋は1929年(昭和4年)鉄道貨物の増加に伴う新鶴見操車場の建設によって、分断された鶴見～川崎の生活物流道路確保のため、旧国鉄が不要となった常磐線の隅田川橋梁のプラットラス橋(明治29年製造)と東北本線の荒川橋梁のポニーワーレンス橋(明治28製造)などを移設転用したものでした。そのため跨線橋の構成はプラットラス橋+ポニーワーレンス橋+プレートガーター橋と三つの異なる橋梁をつなげた奇異な跨線橋となりました。江ヶ崎へ移設後は80年の長きにわたり新鶴見操車場の廃止後も生活道路として利用され、1994年には「鉄の橋100選」にも

選ばれた名橋でした。しかし老朽化と生活様式の変化に伴う交通事情により、2009年に撤去されてしまいました。現在では新たな跨線橋に姿を変えてしまいました。プラットラス橋の部分は多少形を変えましたが、中区の新山下の「霞橋」として3度目の移設の人生を送っています。

ポニーワーレンス橋の部分は旧江ヶ崎跨線橋の歴史を物語るオブジェとしてイギリスコクレーン社と製造年の名板が入った部分が鶴見区側の橋のたもとに記念碑として保存されています。



労働保険のお知らせ

平成26年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告はお済みですか。
申告・納付はお早めに

**申告・納付期間は
6月2日(月)～7月10日(木)です。**

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。
26年度から一般拠出金率が1000分の0.02に変わります。(25年度までは1000分の0.05)

お問い合わせは
神奈川労働局 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係 電話:045-650-2803

新入会員紹介

平成26年4月～平成26年7月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
鶴見中央	税理士法人松江税務会計	正会員	松江 泰弘	鶴見中央4-41-10	502-0335	税理士法人	(株)章夫商事
鶴見中央	(有)B・B・銀テラス銀ホテル	正会員	藤江 秀雄	鶴見中央1-6-1-906	503-5199	ホテル業	(株)章夫商事
鶴見中央	酒処 つるぜん	賛助会員	野元 和子	鶴見中央1-9-18	504-3883	飲食業	(有)モリタ自動車工業
生麦	(株)重軌工業	正会員	重茂 哲也	生麦5-23-19	640-7446	建設業	AIU損害保険(株)
潮田	(有)新窓サッシ	正会員	山崎 信孝	向井町4-87-6	503-3674	アルミサッシ販売	大同生命保険(株)
潮田	(有)平良電設	正会員	平良 道秀	向井町3-74-36	503-1970	建設業	AIU損害保険(株)
鶴見東	(株)長谷部機工	正会員	長谷部 奈保	小野町12-3	503-0707	管工事業	AIU損害保険(株)
潮田	宏清常盤運輸(株)	正会員	原 卓	大東町5-8	501-0845	一般貨物陸送	(公社)横浜中法人会
鶴見中央	アスロード物流(株)	賛助会員	安田 浩	神奈川区恵比須町1-1	620-7381	運送業	大同生命保険(株)

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 7/16(水)・9/17(水) ■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

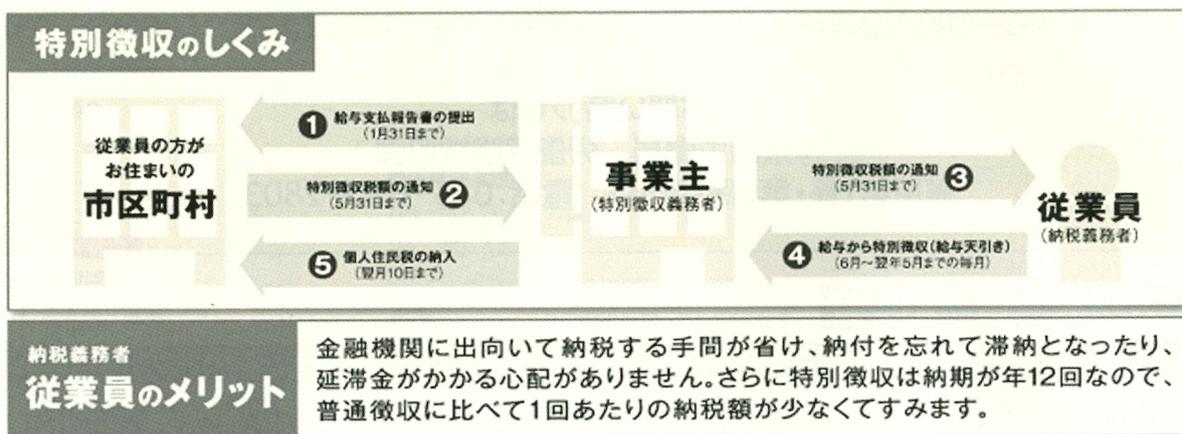
横浜市からのお知らせ

個人住民税の特別徴収について

横浜市では、神奈川県と県内の市町村と協同し、個人住民税の特別徴収の推進に取り組んでいます。この動きを受け、横浜市では平成27年度(平成27年6月の給与から引き去り開始)から、横浜市内に事業所があり、所得税の源泉徴収義務のある事業主を特別徴収義務者として一斉に指定させていただく予定となっておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q1 個人住民税は特別徴収しなくてはいけないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。(地方税法第321条の4)



Q2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」をご利用いただけます。

Q3 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- ・支給期間が1ヶ月を超える機関により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

【お問い合わせ先】

横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話:045-671-4471 受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日を除く)

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。